

鯖江市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

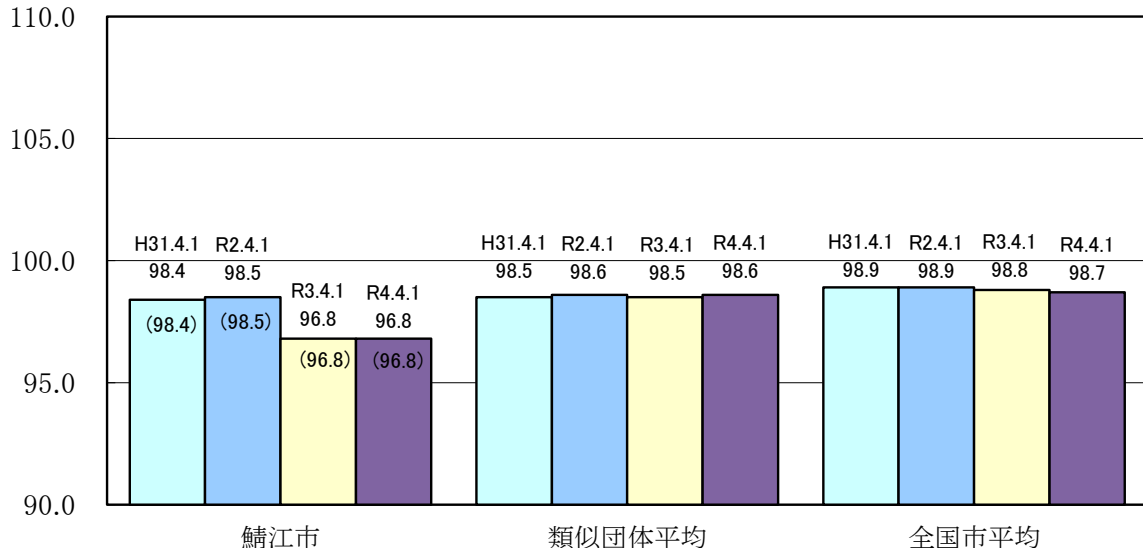
区 分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
令和3年度	人 69,400	千円 29,484,103	千円 1,145,302	千円 3,959,652	% 13.4	% 11.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和3年度	人 357	千円 1,288,621	千円 233,298	千円 509,604	千円 2,031,523	千円 5,691	千円 5,880

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和3年度	円 —	円 —	円 (— %)	円 —	% —	% 0.30

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和3年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.40

(注) 「民間支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鯖江市	42.4 歳	315,600 円	379,371 円	348,221 円
福井県	42.3 歳	320,400 円	385,786 円	347,952 円
国	42.7 歳	323,711 円	— 円	405,049 円
類似団体	41.6 歳	313,538 円	383,440 円	347,203 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
鯖江市	53.3歳	12人	308,900 円	321,492 円	318,234 円	—	—	—	—
うち学校給食員	52.8歳	8人	300,600 円	306,688 円	302,663 円	飲食物調理従事者	45.4歳	244,400 円	1.25
その他	54.2歳	4人	325,525 円	351,100 円	349,425 円	—	—	—	—
福井県	57.2歳	36人	297,900 円	319,098 円	308,277 円	—	—	—	—
国	51.1歳	2,114人	286,570 円	— 円	328,416 円	—	—	—	—
類似団体	51.5歳	22人	301,657 円	333,540 円	316,596 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
鯖江市	—	—	—
うち学校給食員	5,098,356 円	3,332,100 円	1.53

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和1～令和3年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鯖江市	38.2 歳	285,900 円	322,485 円
福井県	43.2 歳	361,200 円	397,313 円
類似団体	39.1 歳	293,847 円	331,994 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		鯖江市	福井県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	188,700 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	152,700 円	— 円
	中 学 卒	136,100 円	143,800 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	245,600 円	345,280 円	378,800 円	394,473 円
	高 校 卒	—	—	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

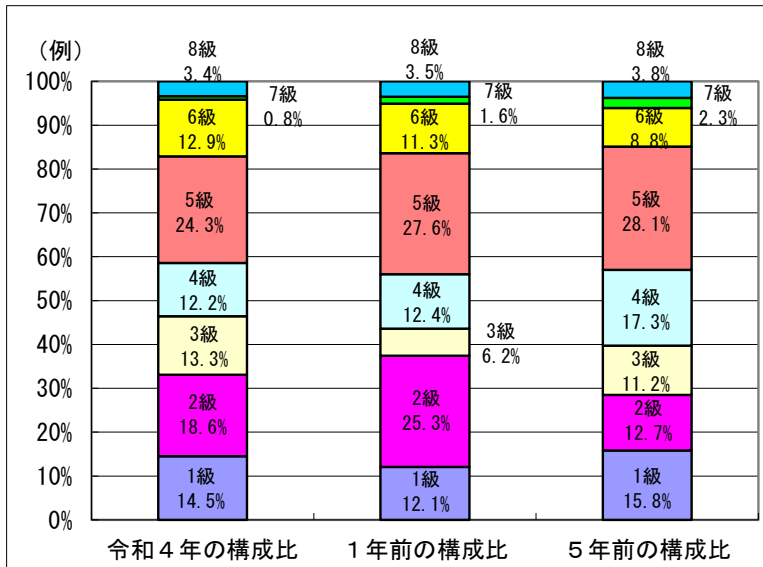
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数および給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	38 人	14.5 %	146,100 円	247,600 円
2 級	主事・技師	49 人	18.6 %	195,500 円	304,200 円
3 級	主任・主査	35 人	13.3 %	231,500 円	350,000 円
4 級	課長補佐・主任	32 人	12.2 %	264,200 円	381,000 円
5 級	参事・課長補佐	64 人	24.3 %	289,700 円	393,000 円
6 級	課長	34 人	12.9 %	319,200 円	410,200 円
7 級	次長	2 人	0.8 %	362,900 円	444,900 円
8 級	部長	9 人	3.4 %	408,100 円	468,600 円

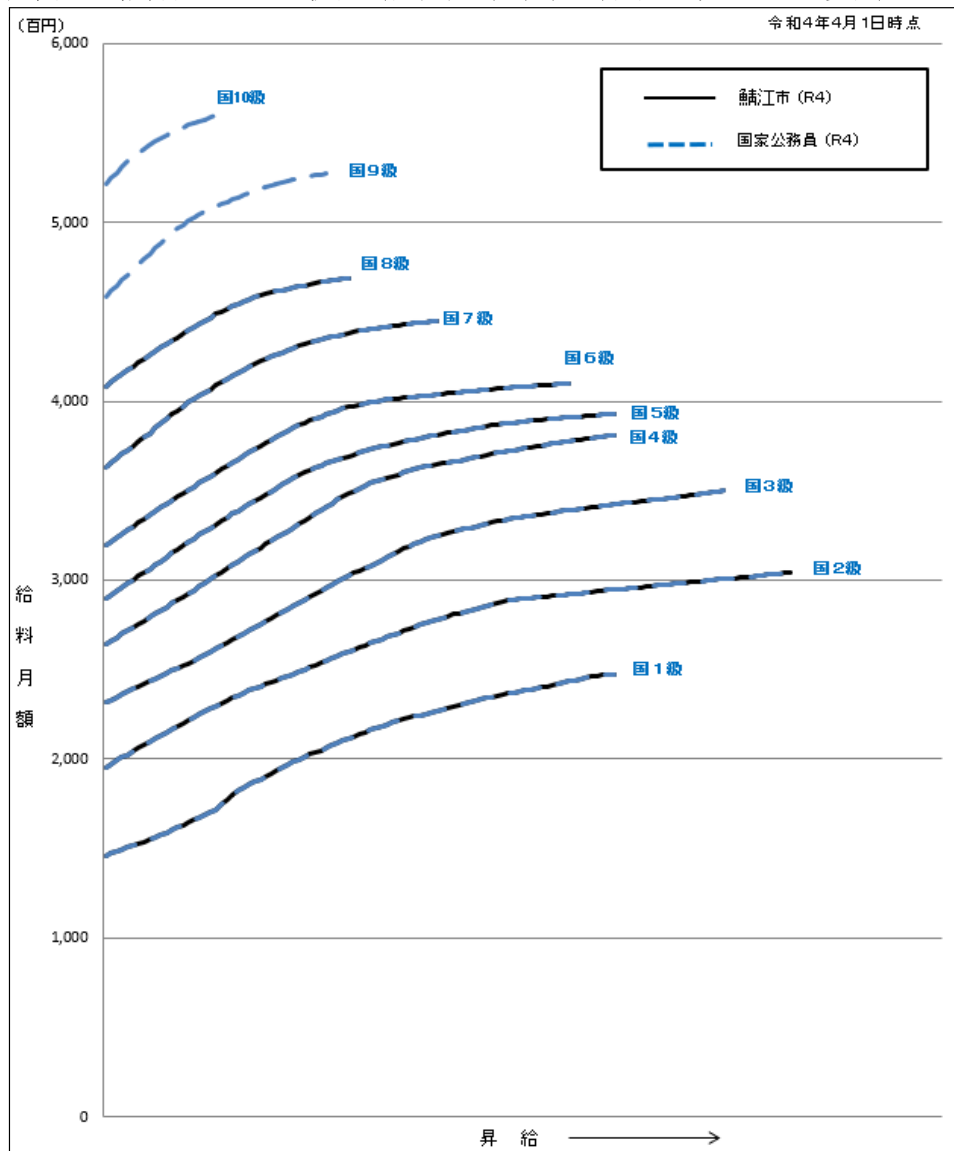
(注) 1 鯖江市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に10級制から8級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和4年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（鯖江市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鯖江市	福井県	国
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,427	1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,604	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35) 月分 (0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（鯖江市）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の区分の成績率				
標準、下位の区分の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

鯖江市		国	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	(支給率)	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分 24.586875月分	勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
勤続25年	28.0395月分 33.27075月分	勤続25年	28.0395月分 33.27075月分
勤続35年	39.7575月分 47.709月分	勤続35年	39.7575月分 47.709月分
最高限度	47.709月分 47.709月分	最高限度	47.709月分 47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額	3,421千円 19,942千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）				-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）				-	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）		
東京都特別区	20%	0名	20%		

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）				18	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）				1,200	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）				3.8	%
手当の種類（手当数）				3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価		
感染症防疫作業手当	感染症防疫に従事する職員	感染症患者等の救護、感染症菌付着物件の処理、感染症菌を有する家畜に対する防疫作業	日額300円		
行旅死亡人取扱手当	福祉事務所に勤務する職員	行旅死亡人の死体処理、身元確認業務	1体2,000円		
除雪作業手当	土木課およびオペレーター免許を有し除雪作業に従事する職員	除雪車運転業務	日額500円 5時間を超えた場合は1,000円		

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	111,780	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	420	千円
支給実績（令和2年度決算）	106,185	千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	393	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶 養 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者・父母等 月額6,500円 ・ 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 月額10,000円 ・ 扶養親族のうち16歳～22歳までの子につき 月額5,000円加算 	同じ	—	31,548 千円	206,196 円
住 居 手 当	(借家) 家賃61,000円以上 月額28,000円 家賃27,001円～60,999円 (家賃額-27,000円) ×1/2+11,000円 家賃27,000円以下 家賃額-16,000円	同じ	—	14,709 千円	245,150 円
通 勤 手 当	(電車・バス利用) 運賃相当額 最高支給限度額55,000円 (乗用車等利用) 2km以上5km未満 月額2,000円 5km以上10km未満 月額4,200円 10km以上15km未満 月額7,100円 15km以上20km未満 月額10,000円 20km以上25km未満 月額12,900円 25km以上30km未満 月額15,800円 30km以上35km未満 月額18,700円 35km以上40km未満 月額21,600円 40km以上45km未満 月額24,400円 45km以上50km未満 月額26,200円 50km以上55km未満 月額28,000円 55km以上60km未満 月額29,800円 60km以上 月額31,600円	同じ	—	15,229 千円	45,324 円
管理職手当	部長 8級 75,000円 次長 7級 65,000円 課長 6級 58,000円 参事 5級 45,000円	同じ (ただし、額は異なる)	—	57,982 千円	568,451 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき 4,400円	同じ	—	1,082 千円	7,361 円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	790,000 円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,053,000 円 / 88,000 円
	副 市 長	700,000 円 (— 円)	870,000 円 / 614,300 円
報 酬	議 長	490,000 円 (— 円)	629,000 円 / 359,000 円
	副 議 長	428,000 円 (— 円)	575,000 円 / 295,000 円
	議 員	407,000 円 (— 円)	522,000 円 / 273,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和3年度支給割合) 3.35 月分 一般職に準じた職制上の段階による加算措置有	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和3年度支給割合) 3.35 月分 一般職に準じた職制上の段階による加算措置有	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 79万×在職月数×50/100	(1期の手当額) 18,960 千円
	副 市 長	70万×在職月数×30/100	10,080 千円
	備 考		(支給時期) 任期毎 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

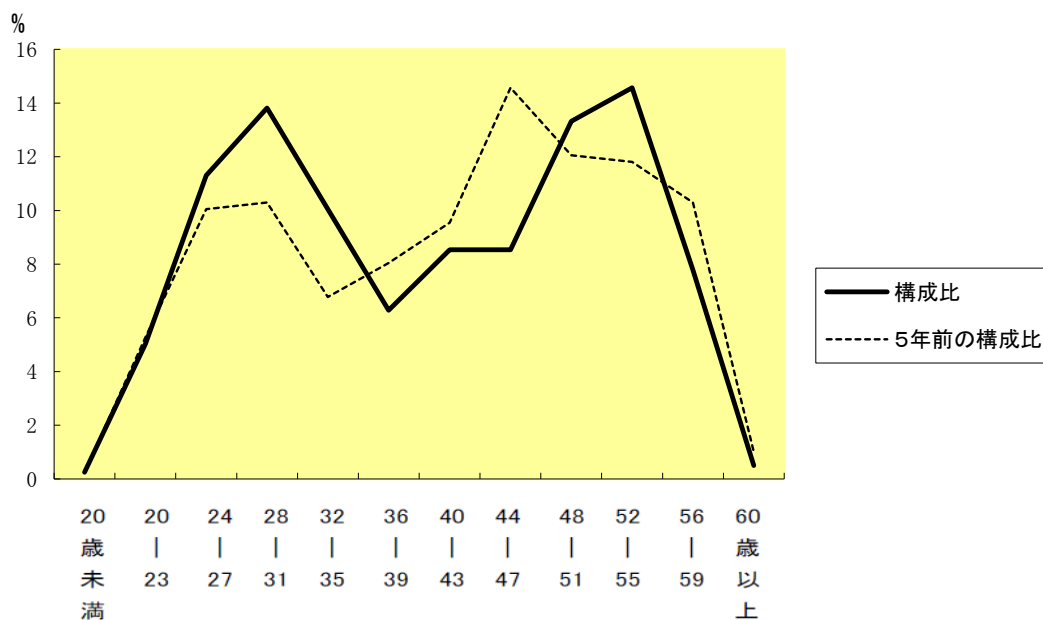
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		令和3年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	議会	5	5	0	
	総務	97	93	△ 4	組織改編による減員
	税務	24	25	1	欠員補充
	民生	101	102	1	保育業務の増による増員
	衛生	23	25	2	欠員補充、業務の増による増員
	労働	2	2	0	
	農林水産	19	18	△ 1	欠員不補充
	商工	7	7	0	
	土木	27	30	3	組織改編による増員
	計	305	307	2	<参考> 人口1万当たり職員数 44.24 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 57.88人)
教育部門	52	53	1	組織改編による増員	
小 計	357	360	3	<参考> 人口1万当たり職員数 51.87 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 75.71人)	
公 営 企 業 等	水道	7	7	0	
	下水道	7	7	0	
	その他	22	24	2	業務の増による増員
	小 計	36	38	2	
合 計	393	398	5	<参考> 人口1万当たり職員数 57.35 人	
		[520]	[520]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	20人	45人	55人	40人	25人	34人	34人	53人	58人	31人	2人	398人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)	
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	増減数	率	
一般行政	297	291	298	307	305	307	10	3.4%	
教育	63	65	56	53	52	53	▲ 10	▲ 15.9%	
消防	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
普通会計	360	356	354	360	357	360	0	0.0%	
公営企業等会計	38	37	39	37	36	38	0	0.0%	
総合計	398	393	393	397	393	398	0	0.0%	

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 1,368,613	千円 113,898	千円 35,391	% 2.6	% 2.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費4,750千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 1人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和3年度	人 7	千円 26,859	千円 3,319	千円 9,963	千円 40,141	千円 5,734	千円 6,028

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鯖江市	39.6 歳	305,543 円	534,622 円
団体平均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鯖江市		一般行政職	
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,423 千円		1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,427 千円	
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分		(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.90 分 (0.9) 月分		勤勉手当 1.90 分 (0.9) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

鯖江市			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	3,421千円	19,942千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	222 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	44 千円
支給実績（令和2年度決算）	794 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	199 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶 養 手 当	・配偶者・父母等 月額6,500円 ・満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 月額10,000円 ・扶養親族のうち16歳～22歳までの子につき 月額5,000円加算	同じ	—	808 千円	269,333 円
住 居 手 当	(借家) 家賃61,000円以上 月額28,000円 家賃27,001円～60,999円 (家賃額-27,000円) ×1/2+11,000円 家賃27,000円以下 家賃額-16,000円	同じ	—	336 千円	336,000 円
通 勤 手 当	(電車・バス利用) 運賃相当額 最高支給限度額55,000円 (乗用車等利用) 2km以上5km未満 月額2,000円 5km以上10km未満 月額4,200円 10km以上15km未満 月額7,100円 15km以上20km未満 月額10,000円 20km以上25km未満 月額12,900円 25km以上30km未満 月額15,800円 30km以上35km未満 月額18,700円 35km以上40km未満 月額21,600円 40km以上45km未満 月額24,400円 45km以上50km未満 月額26,200円 50km以上55km未満 月額28,000円 55km以上60km未満 月額29,800円 60km以上 月額31,600円	同じ	—	177 千円	35,400 円
管理職手当	部長 8級 75,000円 次長 7級 65,000円 課長 6級 58,000円 参事 5級 45,000円	同じ	—	1,776 千円	592,000 円